

奈良県告示第百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十九年七月七日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
下辻歯科医院	大和高田市菅原町三二三	平成二十九年三月二十四日
五條市応急診療所	五條市本町三丁目一番一三号	平成二十九年三月三十一日
阪口眼科	五條市住川町二〇四番地	平成二十九年四月三十日